第５５事業年度事業計画書

１．基本方針

（１）配合飼料価格の変動によって生じる、畜産経営者の損失を補てんすることにより、畜産経営の安定と発展に寄与する。

（２）畜産経営者毎の経営内容に応じた、適正な数量契約の締結をはかる。

（３）通常補てん準備財産の過不足が生じないよう、計画的に積み立てを実施する。

（４）関係機関と連携し、制度の安定運営と改善に努める。

２．事業計画

（１）会議の開催

総　会　　１回（６月）

理事会・評議員会　６回（４月、５月、７月、１０月、１月、３月）

（２）配合飼料価格差補てん金交付業務

ア．通常価格差補てん金交付業務

契約会員（全農）との基本契約及び数量契約に基づき、業務を遂行する。

イ．異常価格差補てん金交付業務

飼料機構との異常補てん金交付契約に基づき、業務を遂行する。

ウ．契約数量

６，７０６，２３７トンとする。（前年対比１００．３％）

エ．通常補てん積立金

（ア）単価

区　　分	トン当たり単価	備　　考
通常補てん積立金	１，８００円	加入生産者　６００円/トン 加入２号会員等　３００円/トン 契約会員（全農）　３００円/トン　（基本分） 契約会員（全農）　６００円/トン　（積増分）
別途納付金	５０円	加入生産者　５０円/トン

（イ）金額

区　　分	金額（千円）	算　定　基　礎
通常補てん積立金	１２，０７１，２２７	契約数量×１，８００円/トン
別途納付金	１，８６０	新規契約数量×５０円/トン
計	１２，０７３，０８７	

オ．異常補てん積立金

（ア）単価

区　　分	トン当たり単価	備　　考
異常補てん積立金	５０円	契約会員（全農）　５０円/トン

国が、令和３年度に異常補てん準備財産の造成のために飼料機構に交付した２３０億円の補助金に対応する民間の積立金として、令和４年度から令和８年度に、年度毎に農林水産省畜産局長が定め、飼料機構が基金との契約数量に応じて按分した額を、契約会員（全農）から徴収した上で飼料機構に納入することとされている。

（イ）金額

区　　分	金額（千円）	算　定　基　礎
異常補てん積立金	３３５，３１２	契約数量×５０円/トン

（「預り金」に該当するため、収支予算書には計上しない。）

カ．配合飼料価格差補てん金の交付

（ア）通常価格差補てん金

現時点では、今後の配合飼料の原料価格の変動幅を予測することが困難な為、交付額は積立金額と同額の１２，０７３，０８７千円とする。

（イ）異常価格差補てん金

飼料機構から異常補てん交付金の交付を受けたときに、契約会員（全農）に交付する。

（「預り金」に該当するため、収支予算書には計上しない。）

キ．基金間移動

（ア）移動申請書を他基金と照合し、承認・不承認を決定する。

（イ）加入生産者のトン当たりの平均持分単価に移動数量を乗じた金額を、他基金と精算する。

（３）会費

契約会員（全農）が、３０，１７８千円（当初年間契約数量トン当たり４．５円）を令和４年９月末までに納入する。

（４）制度の改善

補てん単価の決定時期を、対象四半期の開始前後に早めるよう、関係機関と協議・検討する。